

津市自治会掲示板設置補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 31 日訓第 19 号

改正 平成 26 年 12 月 16 日訓第 135 号

平成 28 年 3 月 29 日訓第 19 号

令和 4 年 3 月 31 日訓第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に存する自治会（以下「自治会」という。）が掲示板の設置を行うことにより、地域におけるコミュニティ活動を促進するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「掲示板」とは、自治会におけるコミュニティ活動の周知及び行政からのイベント等の周知、啓発等を図るためにポスター等を掲示するもので、自治会がその区域内において設置を行うものをいう。

2 この要綱において「設置」とは、自治会が掲示板を新設し、又は取り替えることをいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「自治会掲示板設置補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、掲示板の設置を行う自治会に対して、当該掲示板の設置に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金は、交付対象経費の 2 分の 1 に相当する額（当該額が 6 万 5,000 円を超えるときは、6 万 5,000 円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、掲示板の設置を行う日の前日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 掲示板を設置する場所の位置図
- (2) 掲示板を設置する場所の現況写真
- (3) 設置する掲示板の見積書（既製品でない場合は、材料等の詳細が分かるもの）
- (4) 設置する掲示板の仕様が分かる書類（既製品の場合は、カタログの写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、掲示板の設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、これを行わなければならない。

- (1) 掲示板の設置に係る費用を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 掲示板の設置に係る完成後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分制限)

第9条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助金の額の確定に係る通知を受けた日から起算して3年を経過した日とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度分及び平成27年度分の補助金の交付の申請については、第7条の規定にかかわらず、平成26年度分にあつては平成26年12月26日までに、平成27年度分にあつては平成27年1月9日までに事前届の提出を行わなければならない。

附 則（平成26年12月16日訓第135号）

この訓は、平成２６年１２月１７日から施行する。

附 則（平成２８年３月２９日訓第１９号）

この訓は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日訓第３４号）

- 1 この訓は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 改正後の津市自治会掲示板設置補助金交付要綱の規定は、この訓の施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。